

令和7年7月10日

春日市長 様

常任委員会所管事務調査にかかる提言書

この度、市民共生委員会が所管事務調査を実施し、令和7年第2回定例会で提言することを承認いたしました。

つきましては、別紙のとおり、調査結果に基づき提言いたしますので、御検討の上、御回答いただきますようお願いいたします。

春日市議会

議長 中 原 智 昭

所管事務調査最終報告書

市民共生委員会における所管事務調査について、調査結果を以下のとおり報告します。

1 調査事項

市民が健やかで、支えあって暮らすまちづくりについて

2 調査目的

- (1) 「健康寿命の延伸」を目標とし、生涯を通じて市民自らが健康づくりに取り組み、いきいきと元気に過ごすこと。
- (2) 社会環境の変化と共に、民生委員・児童委員のなり手不足は全国的な社会問題となりつつあるため、本市における民生委員・児童委員の現状を把握し、課題を整理するとともに更なる地域福祉推進を図ること。

3 課題

(1) 健康づくりと医療費の適正化について

① 健康づくりの推進

- ・日常生活における歩数が1日あたり2,000歩以下の人は男女ともに全体の約2割を占めており、日常生活の活動量が少ない傾向が見られる。
※ 令和4年度の一般健康診査、特定健康診査、後期高齢者健康診査の問診票の集計結果による。
- ・今後増えていくと思われる1人当たり医療費を抑制するために必要な、市民自身の健康維持に対する認識が十分とは言えない。
- ・健康づくりに関心を持ち、生活習慣改善のための取組を実践し継続する市民を増やすことを目的とする、各事業への参加者および新規参加者が少ない。
- ・健康遊具が少ない。

② 医療費の適正化

- ・1人当たりの医療費は、全国、県と比較しても低い傾向にあるが、令和3年度以降は、医療の高度化などの要因により増加に転じた。
- ・メタボリックシンドローム該当者は同規模市の平均、国、県と比較して低くなっているが、予備群は逆に高くなっている。
- ・被保険者に占める糖尿病、高血圧、脂質異常症の患者数の割合は、いずれも増加してい

る。

- ・人工透析患者の51.2%は糖尿病性腎症であり、費用額全体の52.7%を占めている。
- ・特定健診の結果から、糖尿病を強く疑われる者や治療中で血糖値コントロール不良者の割合は増加傾向にある。
- ・特定健診受診率は年々微増しているが低調に推移しており、特に40歳から64歳の受診率は低い。
- ・特定保健指導について、平成30年度から集団健診、令和3年度から一部個別健診実施医療機関にて、健診当日に行う初回面接の委託を始めたことにより実施率が向上したが令和4年度の実施率は54.1%と低下している。

(2) 民生委員・児童委員の現状と課題について

① 民生委員・児童委員のなり手不足

- ・民生委員・児童委員は地域の見守りや関係機関との橋渡しなど、地域福祉の担い手として様々な役割を果たしており、近年の少子・超高齢化社会の進展に伴い、生活困窮者や児童虐待など多様化・複雑化した問題を抱える世帯の増加等で民生委員・児童委員の役割はますます重要性を増している。
- ・その一方で、全国的に民生委員・児童委員のなり手不足が深刻であることが指摘されている。その背景には定年退職後も働く人が増え、これまで民生委員・児童委員を担ってきたシニア世代や専業主婦への委嘱が難しくなったことが挙げられる。

② 本市における現状

- ・本市も例外でなく、民生委員・児童委員及び主任児童委員は、令和7年4月1日現在、定数121名に対し、実数は109名で12名の欠員となっている。
- ・本市における民生委員・児童委員の役割について、本市のホームページには「民生委員・児童委員及び主任児童委員は、福祉に関する制度やサービスの情報提供、行政など関係機関と連絡調整などを行い、誰もが安心して生活できるよう、身近な相談相手として活動しています。」と記されている。
- ・しかしながら、自治会連合会役員及び民生委員・児童委員連絡協議会役員からの聞き取り調査をした意見とは乖離がある。

③ 民生委員・児童委員の選考

- ・現在の選考は、自治会長が推薦し、春日市民生委員推薦委員で面接を行い、適任者だと認められた場合、県に申請する方式が取られていることから、自治会長がどのような方を推薦するかが最も重要と考えられる。
- ・また、自治会長の民生委員・児童委員活動への理解が十分でないことから、自治会長からの推薦時と実際の活動内容に違いが生じているとの指摘もある。

④ 活動費等の実態

- ・民生委員・児童委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方

公務員で、給与の支給はなく、無報酬のボランティアとして活動している。

- ・このことから本市においては、福祉相談員と位置づけ非常勤特別職として、月額7,600円の報酬が支給されている。しかし、活動範囲が広いことや時間が長いことから報酬が低すぎるとの声も多く聞かれる。

⑤ 活動の負担増

- ・民生委員・児童委員は本来、地域福祉推進を図るために地域の見守りや関係機関との橋渡しなどの役割を担っているが、現実には自治会活動の担い手として頼られ、負担が増加傾向にある。
- ・そのことから負担軽減の為に民生委員・児童委員本来の活動と地域行事への参加等の仕分けが求められている。

⑥ 制度の理解不足と周知

- ・地域住民が民生委員・児童委員制度を理解されていない場合、訪問を断られる事例が多く発生しているとの声がある。

4 調査について

(1) 健康づくりと医療費の適正化について

今後増えていくと思われる1人当たり医療費を抑制するため、特定健診受診率や特定保健指導の実施率の向上また慢性腎臓病重症化予防の取組など、医療費適正化に向けた様々な取組みを行ってきたが、その成果が十分とは言えない現状があると考える。

これらの取組成果をさらに向上させるには、被保険者である市民自身の健康維持に対する認識を高める必要がある。

生活習慣病が中心となっている疾病構造の中で、市民一人ひとりが「自らの健康は自らがつくる」という意識を持ち、それぞれの年齢や健康状態等に応じて、具体的行動として一歩を踏み出すことが重要である。

このため委員会は、個人の健康づくりに向けた意識を喚起することを目的に、様々なインセンティブを提供する”健康マイレージ事業”に着目した。

インセンティブの取組は、本人の健康づくりへの「きっかけづくり」と、それが習慣化するまでの「継続支援」として実施するものとする。

これを受けて関係所管への調査から課題を整理確認し、明確な目標を定め先進自治体への行政視察を実施した。

(2) 民生委員・児童委員の現状と課題について

近年では少子・超高齢化の進展、核家族化や単身世帯の増加などにより、民生委員・児童委員の役割の重要性が増す一方、なり手不足や負担増の問題が生じている。

そこで、まずは、民生委員児童委員連絡協議会や自治会連合会等の関係団体から意見聴取を行い、民生委員・児童委員の現状と課題について調査を行った。

さらに、民生委員・児童委員の負担軽減を図る一つの手段となりうる民生委員協力員

制度（民生委員・児童委員活動の補佐・協力する制度として多くの自治体で導入されたもの）について、先進地の取り組み状況を視察した。

5 調査状況

（1）健康づくりと医療費の適正化について

●令和6年2月1日（行政視察）

埼玉県志木市「健康寿命伸ばしマッスルプロジェクト」について

- ・参加者全員に歩数計を無償貸与し、歩数や体組成など定期的に測定した数値や、健康増進につながる行動をした場合にポイントが獲得でき、商品券と交換できる。楽しみながら健康づくりが継続できる事業を展開。

① 事業費（アプリの開発、運用）について

- ・R5年度総額：2,459万9,000円（一般会計：1,580万6,000円 / 国保会計：879万3,000円）
 - ・システムコスト（構築費1,143万6,000円 / 専用アプリ開発費199万1,000円）
 - ・ランニングコスト：520万円（システム保守及び運営支援費）
- ※H27～H29は埼玉県モデル事業として年3,000万円の補助を活用。
※活動量計（維持管理費は無し、電池交換は自己負担）
アプリ参加（維持管理費は無し、通信料は自己負担）

② 医療費削減効果について

- ・参加している人の医療費が削減できたものであり、比較に関しては参加していない人の医療費を参加している人の3倍群データを用い、同じ年齢、性別、特定健診の有無と総医療費がなるべく同じ人のデータと比較した場合の削減効果を示している。
- ・参加した人としていない人で比較すると効果が上がっている。

●令和6年8月6日（行政視察）

栃木県宇都宮市「宇都宮健康ポイント事業」について

●令和6年8月7日（行政視察）

東京都立川市「たちかわ健康ポイント事業」について

① 事業費について

○宇都宮市

- ・R5 決算額：8,394 万 3,000 円 ※特定財源 584 万円
（運営管理業務 5,151 万円、ポイント交換業務 3,241 万円）
- ・参加者 46,282 人、増加傾向

○立川市

- ・R6 予算額：786 万 6,000 円 ※特定財源 210 万 3,000 円
（景品分を含む委託料 785 万 6,000 円、郵便料 1 万円）

- ・参加者 2,000 人（上限）

※ 事業費規模は提供するサービスの内容にもよるが、インセンティブとしての景品代や事業運営形態をどうするのか、また県補助制度の有無を検討する必要がある。

② アプリの開発、運用について

○宇都宮市

- ・アプリ開発費 2,000 万円

○立川市

- ・委託事業者（公募）の健康マイレージアプリを使用している。

※ アプリ活用は事業展開上必要不可欠と思われる。

本市の要望を満たすアプリ業者を公募するのか、事業費抑制の観点から福岡県が実施する「健康ポイントアプリ」の活用などを検討する必要がある。

③ 地元企業の参加について

○宇都宮市

- ・協賛企業の確保は委託事業、協賛企業は市の登録制度
- ・全員交換分の景品は市の負担（324 万 4,000 円）、他は企業の協賛である。

○立川市

- ・協賛企業は募っていない
- ・景品の選別、抽選、発送は委託業者による。

※ 景品（インセンティブ）の内容は事業を拡大継続するため、大きな位置付けとなる。春日市商工会を取り込んだ事業とするのか、委託による運営形態を採用するのか、広い視野にて検討する必要がある。

④ 普及啓発への取り組み

○宇都宮市

- ・委託事業者を活用した協賛企業拡大や商品の魅力向上を展開している。
- ・商工会議所や国保の広報誌での周知が行われている。

○立川市

- ・HP、ポスター掲示、ライン他講座等での案内がなされている。

※ HP や市報等による広報媒体と合わせて、筑紫地区医師会との連携は重要だと思われる。

⑤ 医療費削減効果について

○宇都宮市、○立川市

- ・参加者の平均歩数の増加、BMI の改善がみられる。
- ・医療費抑制効果は、国（国交省）が示す指数により算出されている。

※ 医療費抑制効果の検証は、国保被保険者に関しては KGB システムによる数的検証が可能かと推察する。

また参加者の対象が市民全体となる以上、視察先で採用されている国の指数を準用することになると考える。

⑥ 歩かせる取り組み

○宇都宮市

- ・ウオーキングマップの作製配布、ウオークラリーの開催
- ・高齢者の外出支援事業の案内
- ・歩きたくなる街づくり「都心部まちづくりプラン」

○立川市

- ・ウオーキングマップの作製配布、ウオーキング講座の開催

※ ウオーキングマップの作製配布、ウオークラリーの開催は必須である。

自己の健康づくりへの行動変容や継続性を促すために、歩きたくなる取り組み（座れるスポットや健康遊具等）の整備は重要と考える。

（２）民生委員・児童委員の現状と課題について

関係者との意見交換会

●令和５年１０月１０日（自治会連合会役員との意見交換）

「民生委員・児童委員制度の現状と課題について」８つの質問に対する主な意見

① 民生委員・児童委員選考で苦労されていることは何ですか？

- ・自治会加入者が少ない。人とのつながりを持ちたくない考えの方が多い。
- ・推薦するにも民生委員・児童委員制度の役割（仕事）が分かっていない。
- ・紹介していただいて当たっているが断られている。

② 引き受けていただけない理由について

- ・活動費(報酬)が少なすぎる。戦前からの名残を引き継いで、報酬がないのはおかしい。
- ・役割が多くなっているので、責任に見合うサポート体制等を国が考えるべき。
- ・民生委員・児童委員とは何かについて理解されていない。自治会総会時などで民生委員・児童委員を紹介する必要がある。
- ・どこまで踏み込んで良いか分からない。

③ 民生委員・児童委員の負担軽減について

- ・民生委員・児童委員の役割がマニュアル化されていない。
- ・情報共有が課題である。現在では８０歳以上の方もおられるが果たして高齢者がお世話できるのか。市から住民の情報をもらうことができず情報共有ができていないので情報が欲しい。

④ 人材に対する情報の共有

- ・ボランティアさんの中から、日頃から気を付けていてお願いするようにしている

- ・過去の自治会の役員さんにもお願いしている。

⑤ 民生委員・児童委員の継続や新人を探す工夫は？

- ・民生委員・児童委員の負担軽減のための工夫を行うよう心がけている。
- ・民生委員・児童委員活動がきついと思い始めたら辞めるきっかけになるので、サポート体制を大事にしている

⑥ 民生委員・児童委員との情報提供について

- ・何かの時は民生委員・児童委員さんの意見を聞くことに心がけている。ご近所の繋がりが情報交換はできないので、異なる情報交換の場が必要ではないか。
- ・ご近所のつながり活動をもっと充実させなければならないが、守秘義務をどう捉えるのかが難しい。

⑦ 住民福祉活動の向上について

- ・民生委員・児童委員の活動には自治会は関与できないため、お願いしかできない。
- ・仕事の内容が決められないのに推薦するのには無理がある。

⑧ 推薦しやすい条件とは？

- ・住民または住民移動の情報を自治会に欲しい。情報が無いのに人探しができない。訪問する方々の意見も聞いていただきたい。

●令和5年10月19日（民生委員児童委員連絡協議会役員との意見交換）

「民生委員・児童委員制度の現状と課題について」4つの質問に対する主な意見

① 民生委員・児童委員活動で困っていることは？

- ・仕事の幅が広い。自治会長は勘違いしている。
- ・昔の民生委員の印象があり、訪問先は生活困窮者としての印象が強い。
- ・民生委員・児童委員の活動が住民に知らされていない。
- ・正職として採用して欲しい。働いていても役割が果たせる体制を作って欲しい。

② 民生委員・児童委員活動の範囲が広がって負担が増えている内容は？

- ・民生委員・児童委員が訪問したら「来ないでください」と言われるのに、何かあったら公民館に報告して、公民館から民生委員・児童委員に連絡が来る。何でも民生委員・児童委員というのは違う。
- ・繋ぐこと、見守ることが役割。福祉ボランティアなのに何でも押し付けられる。自治会長の理解が必要。
- ・自治会長次第で民生委員・児童委員の推薦が決まる。民生委員・児童委員の役割を知って推薦して欲しい。

- ③ 欠員が生じている地域の訪問活動はどうかしているか。
- ・長いこと欠員区域があるが、隣接の民生委員・児童委員か誰かがお世話している。
 - ・欠員の場合は私と行政が回るようになっていて一回も声掛けはない。自治会とのずれが多い。手当てがない。
- ④ 民生委員・児童委員として活動しやすい環境整備について
- ・向こう三軒両隣の組織づくりは、民生委員・児童委員も含めて作るべきではないか。
 - ・ご近所のつながり活動は民生委員・児童委員に頼りがちになっている。自治会が福祉部員を募って自治会がやるべきではないか。
 - ・毎年対象者が増えていく。福祉に関することは民生委員・児童委員に話ぐる。地域の人と一緒に回る体制作りが必要ではないか
 - ・正規の仕事として説明を受けてなった訳ではない。自治会長は仕事の説明をしておいてほしい。などの意見が出された。

●令和 7 年 4 月 7 日（民生委員児童委員OB会役員との意見交換）

「民生委員・児童委員制度の現状と課題について」5つの質問に対する主な意見

- ① OB 会発足の目的と活動内容について
- ・発足のきっかけは、退任後も地域の住民から相談を受け、関係機関へ繋いでいたことからその必要性を感じ、令和 2 年に 30 名で発足し 6 年目を迎えている。
 - ・責任を負わない程度の役割で活動ができ、民生委員・児童委員に協力ができている。
 - ・一般的に定年が 3 月で、民生委員・児童委員の改選が 11 月であることから乖離があり、定年後には職に就かれることから承諾を得るには難しい状況にある。
- ② 民生委員・児童委員のなり手不足の対策について
- ・自治会（自治会長）によって、民生委員・児童委員に対する認識、理解度が異なっている。
 - ・地域の人でも民生委員・児童委員の制度や活動について知らない人が多い。
- ③ 民生委員・児童委員制度の認知度不足について
- ・多くの活動事例を踏まえて PR 動画を作成し、自治会長会や公民館等様々な場面で、周知ができるとよいのではないか。
 - ・こういう場合はこうするといったケース対応の市独自パンフレットを作成して周知してはどうか。
- ※ 西日本新聞は、平成23年5月21日朝刊の社説において「民生委員の不足、負担を減らし活動を支えよう」とのタイトルで、「民生委員の役割や活動内容を知る人は 5.4%にとどまるという調査結果がある。給料をもらっている。何でもやってくれるといった誤解もある。活動を周知して理解を深めることは、担い手を育てることににつながる。」と主張している。

④ 民生委員協力員制度について

- ・現在の OB 会の活動が該当するのではないか。今まさにその役割を担っている。
- ・協力員になると「義務」が生じてしまうので、今のままがよい。
- ・市職員の退職者など公務員経験者が民生委員・児童委員になれば理解も進むのではないかと考える。

⑤ 活動費・報酬について

- ・少ないといった意見、お金のためにやっているのではない、といった意見など様々な意見がある。
- ・本市では民生委員・児童委員は福祉相談員と位置づけ、月額 7,600 円、年額 9 万 1,200 円の報酬が払われているが、活動費のバス代程度しかならず、通信費も出ない。自治会によっては別途、民生委員・児童委員を自治会役員に任命して役員報酬を支払っている自治会もある。

●令和 6 年 2 月 2 日（行政視察）

神奈川県相模原市「民生委員協力員」制度について

① 制度導入の背景

民生委員・児童委員の負担感の増加、なり手不足の問題が生じていることから、平成 25 年度の一斉改選時に退任した民生委員・児童委員を対象にアンケートを実施。約 8 割の方が、民生委員・児童委員活動に負担を感じているとの結果が出たことからこの制度を導入された。

② 制度の概要

- ・活動にあたっては、民生委員・児童委員への報告・連絡・相談を必ず行うことが前提。
- ・民生委員・児童委員 1 人につき、1 人の民生委員協力員を配置。
- ・協力員を必要とする民生委員・児童委員自身が、一緒に活動するうえで信頼できる 人を、協力員候補として選び出す。
- ・協力員には、市から活動費（実費弁償相当額：年額 2 万 4,000 円）が支給される。
- ・地区民生委員児童委員協議会会長は副会長と協議し、協力員配置の必要性和候補者の適格性を判断し、市長に推薦して、市長が協力員として委嘱する。
- ・協力員は、民生委員・児童委員の指示・指導のもと、活動の補佐を行う。
- ・協力員の任期は、ともに行動する民生委員・児童委員の任期と同じである。
- ・協力員は、民生委員・児童委員と同様の守秘義務等を課せられる。

③ 協力員ができる活動内容

- ・必要に応じて民生委員・児童委員と対象者宅へ同行訪問
- ・地域福祉に関する活動への参加・協力

- ・地域の見守り活動や友愛訪問
- ・周知・啓発活動

④ 協力員ができない活動内容

- ・福祉サービスの利用等生活支援の具体的な相談
- ・民生委員・児童委員固有の事務
- ・調査事務（いわゆる民生委員・児童委員の証明事務）
- ・個人情報の取扱い上、民生委員・児童委員に限定されている事務
- ・地区民児協の定例会や民生委員・児童委員が構成員となっている会議への出席

⑤ 民生委員・児童委員との連絡調整・報告

- ・民生委員・児童委員は、協力委員と活動内容の調整を行う。
- ・協力委員は、月毎に活動報告書を作成し、民生委員・児童委員に提出する。
- ・民生委員・児童委員は、協力委員から提出された活動報告書を、自らの活動記録とともに、民児協事務局に提出する。

⑥ 事業の効果

- ・社会福祉協議会が 22 地区に、地域福祉推進委員、地域福祉支援員、地区担当（CSW 兼務）を配置したことで負担軽減ができた。

⑦ その他

- ・協力員の位置づけは民生委員・児童委員と同じく無償ボランティアであるが、実費弁償相当額として、年額 2 万 4,000 円の活動費を支給
- ・協力員は、全国社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入
- ・市は協力員について、広報誌やホームページを通じて、市民や関係機関への周知を行い、活動しやすい環境整備を行っている

●令和 6 年 2 月 14 日（行政視察）

佐賀県鹿島市「民生委員協力員制度について」

① 制度導入の背景

平成 30 年 4 月執行の市長選挙において、民生委員・児童委員の負担が大きいことから、負担軽減のために民生委員協力員制度導入を選挙公約に掲げた候補者が当選したことから実施された。

② 制度の概要

- ・民生委員・児童委員の負担を軽減することを目的として設置
- ・見守り活動を行い、相談等があった場合は、民生委員・児童委員に繋ぐことを主な業務としている。

- ・民生委員・児童委員活動の一部及び資料配布の補佐・協力
- ・地域福祉活動への参加・協力
- ・報酬は月 1,000 円（年 1 万 2,000 円）で、活動した月のみ受けることができる。また、事故等の対応ができるよう会計年度任用職員の一つとして規定されている。
- ・任期は民生委員・児童委員と同様。しかし、地区によっては例外もある。

③ 協力員の現状

民生委員・児童委員 84 名に対して協力員は 6 名前後で推移しており、今後も呼びかけを行っていくとのこと。

④ 地域組織等の違い

本市は市内を 35 地区に分割して自治会制度を導入しているが、鹿島市は区長制度を導入、区長を中心とした地域活動や情報の共有がなされており、地域の役や民生委員・児童委員の補充等は円滑に進められている。

⑤ 事業の予算額(補助金なし、全額一般財源)

令和 3 年度：6 万 9,000 円

令和 4 年度：7 万 6,000 円

令和 5 年度：8 万円

●令和 6 年（大分県大分市、電話等で調査）

大分市の庁内サポート体制について

① 「庁内サポート体制の構築」の背景と成果について

民生委員・児童委員が地域で円滑かつ効果的に活動ができる支援のため、平成 22 年 12 月に「民生委員・児童委員庁内サポート会議」を立ち上げ、関係各課に支援担当者を配置し、困難事例を抱える民生委員・児童委員に対し、庁内で連携を図り、早急に対応する体制の整備がなされた。

成果として、困難事例に一人で悩むことが減り、民生委員・児童委員の辞任や、負担軽減に対し一定程度の成果が出ていると評価されている。

② 「民生委員活動のめやすと考え方 Q&A」が提案型ではなく、断定的にされている要因と成果について

複雑かつ多様化する住民ニーズに対して特に新任の民生委員・児童委員から「どこまで対応すればよいのかわからない」という意見が多く出て作成。活動を行う上で判断がつかないことが多く、指針をできる限り実践的な言いきる形にした。令和 4 年一斉改選時の際に行ったアンケートでは約 9 割の民生委員・児童委員が「役に立っている」と回答している。

●令和6年（神奈川県川崎市、電話での調査）

民生委員・児童委員のなり手不足解消のため、候補者を選考する「地区内民生委員推薦準備会」を発足している。

① 川崎市の課題

- ・毎年世帯数の増加に伴い、定員数が増える傾向にあり、現員数が追いつかない状態にある。
- ・3年ごとの一斉改選時には、3分の1が入れ替わっている

② 川崎市の取り組み

- ・候補者を選考するため、56地区ごとに自治会長、老人会長、PTA関係者、青年会、社会福祉協議会担当者等で構成する候補者推薦準備会を発足している。
- ・推薦準備会で推薦された候補者には民生委員・児童委員経験者が訪問し、活動内容等を説明したうえで就任要請をしている。
- ・新人民生委員・児童委員に対して経験者による支援体制が構築されている。
- ・民生委員・児童委員活動を知ってもらうため、具体的な活動事例を紹介したパンフレットを作成している。

6 提言

（1）健康づくりと医療費の適正化について

① 「健康マイレージ」事業の創設

健康づくりに対する行動変容が大いに期待できるものと推察する。

（県事業や民間保険会社のポイント制度などとの連携が図られている）

（アプリ）

- ・マイレージポイントを集計するうえで必須となるアプリの活用に関しては、福岡県が既に実施している「ふくおか健康ポイントアプリ」を準用することが望ましい。

先進地視察において、アプリの開発費および運営費が事業予算規模を決定する大きな要因となっている。

実際、既に使用している委員からこのアプリの使い勝手がよくないとの意見はなく「ふくおか健康ポイントアプリ」を活用したい。

また、民間生命保険会社が展開する健康ポイント制度と連動できることが相乗効果となって、運動を通じて自己の健康に対する行動変容をさらに促進するものと大いに期待がもてる。

（運営形態）

- ・事業の運営形態は直営よりも委託が望ましいと思われる。

（ポイント付与方法）

- ・ポイントの付与に関しては、自己の健康管理だけではなくこれに関係するものを対象として範囲を拡げて検討したい。

基本は歩数とし、本市が行う健康関連事業（特定健診、市民健康診断や各種検診、ウォークラリー、フェスタなど）や講座または社会福祉協議会が開催している関連講習など範囲は広くし参加への門戸を広げたい。

（インセンティブ）

- ・本事業成果の可否は景品にあるといっても過言ではない。
よって景品の選定は慎重に行いたい。
何が求められるのか、では何が調達可能なのかを検討する必要がある。
 - （市の指定ごみ袋）
 - （市商工会の参加や地域振興券、障がい者団体の製品）
- ・また健康ポイントを達成した参加者への景品提供の時期（スパン）も重要と考える。
景品提供の時期を年1回の長期に設定するか、ある程度の健康ポイントを獲得した時点で何回も景品提供ができるように設定するのかを検討すべきである。
参加者の運動への継続性を考慮すると、健康ポイント達成毎に景品提供するほうがモチベーション維持につながるものと考ええる。

② ウォーキング支援

（民間大型商業施設の活用）

- ・夏季および冬季に関しては、民間大型商業施設内を利用したウォーキング支援を考えたい。どうしても外に出て歩くことが難しい期間（季節）があるので、これを回避して運動を継続させる取り組みとして、民間大型商業施設のご理解と協力をお願いしたい。
事例：イオンモール筑紫野（歩行ルートや距離の表示あり）

（歩きたくなる取り組み）

- ・高齢者の一般的な徒歩圏は半径500mと国の基準が示しているように、一度に無理なく歩ける距離そう長くはない。そこで外出しても休憩できる設備（座れるスポット）の整備が必要である。
事例：須玖小学校（小学校東側の外周に座れるスポットあり）
- ・体を身近な地域で健康づくりや介護予防に取り組めるよう、ストレッチや軽い運動などができる健康遊具の整備も有効と考える。なお整備に関しては国の各種補助制度がある。
- ・これまで開催されているウォークラリーの継続、またルートその他健康遊具や座れるスポットの設置個所を記載したマップの作製配布を行いたい。
- ・個人や家族またはグループでの健康づくりに対する優れた活動や取り組み、地域での健康づくり活動など幅広く表彰することによって、実践事例の紹介による活動拡大とさらなる健康づくり意識の啓発効果を促すものと考ええる。

③ 国民健康保険事業保険者努力支援制度の取組評価

- ・指標④：予防・健康づくりの取組の実施状況（個人へのインセンティブの提供の実施）
- ・健康マイレージの実施は、設定された取組指標の評価に従って交付される交付金の配分増が期待できる。

※参考資料：厚生労働省保険者努力支援制度（取組指標）より

一般住民の自主的な予防・健康づくりを推進するため、住民の予防・健康づくりの取組や成果に応じてポイントを付与し、そのポイント数に応じて報奨を設ける等の事業を実施し、事業の実施後、当該事業が住民の行動変容につながったかどうか効果検証を行った上で、当該検証に基づき事業改善を行う等 PDCA サイクルで事業の見直しを実施。

（２）民生委員・児童委員の現状と課題について

① 民生委員・児童委員のなり手不足

- ・民生委員・児童委員の選考手法を見直す

自治会長、老人会長など関係者で構成する「（仮称）地区内民生委員推薦準備会」を発足し、候補者を選考する。

- ・民生委員・児童委員の早期辞任防止対策と延長要請の取り組み
- ・年齢要件の緩和
- ・活動費・報酬の見直し

福祉相談員報酬額の増額、民生委員・児童委員活動費確保のためのまちづくり交付金加算等の検討を行う。

② 民生委員・児童委員の負担軽減の解消

- ・民生委員・児童委員への協力・補佐する協力員制度の導入
- ・民生委員・児童委員の本来の活動と地域事業参画の仕分けを行う「（仮称）自治会事業協議会」を設置し、地域行事への協力依頼を明確化する
- ・複雑かつ多様化する住民ニーズに対応する実践的なマニュアル「民生委員・児童委員活動の目安と考え方（Q&A）」の作成
- ・活動の中で、困難事案に一人で悩むことなく相談できる庁内サポート体制の導入
- ・春日市民生委員児童委員 OB 会の協力による支援体制、特に新人の民生委員・児童委員に対する経験者によるサポート体制の構築

③ 民生委員・児童委員制度の理解と周知対策

- ・地域住民向けの民生委員・児童委員制度と活動紹介のハンドブック作成
- ・民生委員・児童委員活動紹介の動画作成と地域への周知徹底を図る
- ・公民館等における民生委員・児童委員活動の広報